令和８年（フ）第５９号
茨城県鹿嶋市大字中171番地　ビレッジハウス大野９棟103号
債務者　大森　樹夏（旧姓二ノ宮、星野）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６１号
茨城県神栖市知手3428番地１　Ｋ－306
債務者　加瀬　政宏
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第４９２号
栃木県真岡市高勢町３－131－２　レオパレスサンホーム205、住民票上の住所栃木県宇都宮市清原台５丁目25番７号　コーポサザン207
債務者　佐藤　義直
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４９３号
栃木県宇都宮市峰１丁目16番５号　アネックス関口202
債務者　大竹　　諒
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３２号
栃木県芳賀郡益子町大字七井５番地１　カーサ　ベルテ102号室、前住所栃木県芳賀郡益子町大字七井2362番地16
債務者　沢村　彩香（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５４９号
栃木県宇都宮市上戸祭町89番地５
債務者　越雲　夏菜
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５９号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町12番２号　アステール　105
債務者　田代　政弘
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４６５号
横浜市旭区市沢町796番地　201号　飛鳥川方
債務者　佐久間　実
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４８０号
横浜市神奈川区片倉５丁目38番23号　ハイツリッチ102号
債務者　中村　淳史
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６４１号
神奈川県藤沢市善行団地２番13―306号
債務者　長谷見　清
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６４２号
神奈川県藤沢市善行団地２番13―306号
債務者　長谷見七枝
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４６号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２－６－503
債務者　伏間　和美
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１４号
横浜市神奈川区松見町２丁目596番地　パークサイド小畑Ⅲ　102号
債務者　坂本おりえ
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８２０号
神奈川県大和市下鶴間461番地
債務者　千田　俊彦
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８２１号
神奈川県大和市下鶴間461番地
債務者　千田　清子
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５５号
神奈川県大和市代官１丁目６番地８
債務者　上原　治世
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８９号
横浜市南区永田南１丁目12番５―102号
債務者　末盛　将裕
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部